

崇城大学総合情報センター情報化推進専門委員会要項

(設 置)

- 第 1 条 崇城大学総合情報センター（以下「センター」という。）規則第 8 条第 1 項に基づき、崇城大学総合情報センター運営委員会に崇城大学情報化推進専門委員会（以下「情報化推進専門委員会」という。）を置く。

(情報化推進専門委員会)

- 第 2 条 情報化推進専門委員会は、次の委員をもって構成する。
- (1) センター長
 - (2) 各学科より学科長の推薦した者
 - (3) センター長の推薦した者 若干名
 - (4) センター主任
 - (5) センター職員
 - (6) 事務局長の推薦した者 若干名
- 2 情報化推進専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。
- 3 情報化推進専門委員会の会議は、委員長が召集し、その議長となる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に参加させることができる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(業 務)

- 第 3 条 情報化推進専門委員会は、次の事項を審議する。
- (1) 本学の情報システムの将来構想および立案に関する事項
 - (2) 本学の情報システムの保守・管理方針案の策定に関する事項
 - (3) 本学の情報システムのリプレース案などの策定
 - (4) 教育研究における情報通信環境の整備方針案の策定
 - (5) 大学の情報セキュリティポリシー案の策定
 - (6) その他本学の情報化推進に関すること。

(事 務)

第 4 条 情報化推進専門委員会の事務は、センターにおいて処理する。

附 則

1. この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規則は、平成 24 年 12 月 1 日から施行する。
3. この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。